

長野市建設工事等積算内訳の公表に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長野市が発注する建設工事及び工事に係る業務委託（以下「建設工事等」という。）の設計価格の積算内訳（以下「積算内訳」という。）の公表に関し、長野市入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱（平成13年長野市告示第116号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事という。
- (2) 工事に係る業務委託 建設工事に係る測量、調査、設計、監理等をいう。
- (3) 積算内訳 建設工事等の設計価格の算出に用いた積算価格について、一定の範囲で定める項目ごとの数量、単位及び金額を明示したものをいう。

(公表する内容)

第3条 公表する内容は、次の各号に定めるところによる。

(1) 建設工事

ア 工事名及び工事場所

イ 土木系及び建築系の建設工事 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の項目ごとの数量、単位及び金額

ウ その他の工事 直接工事費・諸経費・その他の費用等の項目ごとの数量、単位及び金額

(2) 工事に係る業務委託

ア 業務名及び履行場所

イ 土木系測量業務 直接測量費、諸経費の項目ごとの数量、単位及び金額

ウ 土木系設計業務 直接人件費、直接経費（積上）、直接経費及び間接経費（率計上）、一般管理費等の項目ごとの数量、単位及び金額

エ 土木系地質調査業務 直接調査費、間接調査費、解析等調査業務費、諸経費の項目ごとの数量、単位及び金額

オ 補償調査業務 直接人件費、直接経費（積上）、直接経費及び間接経費（率計上）、一般管理費等の項目ごとの数量、単位及び金額

カ 建築系業務委託 直接人件費、諸経費、技術料等経費、特別経費、その他の費用の項目ごとの数量、単位及び金額

キ 建築系調査委託 直接・間接調査費、諸経費、技術料等経費の項目ごとの数量、単位及び金額

ク その他の業務委託 直接人件費・諸経費・その他の費用等の項目ごとの数量、単位及び金額

(公表用積算内訳書の作成)

第4条 建設工事等の主管課は、前条に掲げる内容を記載した書面（以下「公表用積算内訳書」という。）を、積算と同時に作成するものとする。

2 前項で規定する公表用積算内訳書の表示方法及び表示範囲は、別表のとおりとする。

(閲覧の条件)

第5条 公表用積算内訳書は所定の場所で閲覧し、原則として閲覧場所以外には持ち出すことはできないものとする。

2 公表用積算内訳書積を汚損又は毀損してはならないものとする。

3 公表用積算内訳書積の複写等の便宜供与は行わないものとする。

4 閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには応じないものとする。

5 前各項によりがたい場合は、長野市情報公開条例(平成13年長野市条例第30号)の例によるものとする。

(管理及び保管)

第6条 公表用積算内訳書の管理及び保管は、公表を担当する課において行うものとする。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名の通知を行う契約について適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名の通知を行う契約について適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名の通知を行う契約について適用する。

別表（第4条関係）

公表用積算内訳書の表示方法及び表示範囲

項目	留 意 事 項
概要	工事名又は業務名、工事場所又は履行場所を表示するものとする。
本工事費等	1 表示の範囲及び内容 (1) 土木系工事 ア 工事区分、工種、種別について、それぞれの名称及び単位、数量、金額を表示する。 イ 細別、規格については、細別名と数量、規格を細別内訳欄に表示する。 ウ 長野市が自ら調査して設定した単価については、当該名称及び規格ごとに単位及び金額を表示した公表用単価表を添付する。 (2) 建築系工事 ア 種目、科目、中科目について、それぞれの名称及び単位、数量、金額を表示する。 イ 細目については、細別名と数量、規格を細別内訳欄に表示する。 (3) その他の工事、工事に係る業務委託 (1) 又は(2) に準じる。 2 金抜き設計書の表示名称と同一名称で表示するものとする。 3 表示構成は、金抜き設計書との整合を図るものとする。 4 この要領に規定する公表用積算内訳書の作成により難い建設工事等については、第3条及び第4条の規定に準じて行うものとする。